

鳥栖市空家等の適正管理に関する条例施行規則

平成24年12月26日

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び鳥栖市空家等の適正管理に関する条例（平成24年条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 条例第5条の規定による情報提供の方法は、空家等に関する情報提供書（様式第1号）によるもののほか、口頭その他の方法により行うことができるものとする。

(立入調査)

第3条 法第9条第2項の規定による立入調査は、法第9条第3項の規定によりあらかじめ立入調査実施通知書（様式第2号）を空家等の所有者等に通知して行うものとする。
この場合において、所有者等を確認できないときは、立入調査を実施しようとする日の7日前までに公告しなければならない。

2 法第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第3号）によるものとする。

(助言又は指導)

第4条 法第14条第1項の規定による助言又は指導は、助言・指導書（様式第4号）により行うものとする。

(勧告)

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

(命令)

第6条 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第6号）により行うものとする。

2 法第14条第4項の意見書は、様式第7号により行うものとする。

3 法第14条第5項の規定による意見の聴取の請求は、意見聴取請求書（様式第8号）により行うものとする。

4 法第14条第7項の規定による通知は、意見聴取通知書（様式第9号）により行うものとする。

5 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第10号）により行うものとする。

(標識)

第7条 法第14条第11項の標識は、様式第11号によるものとする。

(公表)

第8条 条例第7条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 鳥栖市公告式条例（昭和29年条例第5号）第2条第2項の掲示場への掲示
- (2) 市報への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) その他市長が必要と認める方法

(代執行)

第9条 法第14条第9項の規定に基づき、行政代執行を行う場合の行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第12号）により行うものとする。

2 前項の場合における行政代執行法第3条第2項の代執行令書は、様式第13号により行うものとする。

3 第1項の場合における行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（様式第14号）によるものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

鳥栖市長 様

住 所
氏 名
電話番号

空家等に関する情報提供書

次のとおり、空家等に関する情報を提供します。

空家等の状態

様式第2号

番 号
年 月 日

様

鳥栖市長



立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づき、次のとおり空家等の立入調査を実施するので、鳥栖市空家等の適正管理に関する条例施行規則第3条第1項の規定により通知します。

- 1 立入調査の対象となる空家等
- 2 立入調査の日時 年 月 日 () 午前・午後 時から
- 3 立入調査の趣旨及び内容

様式第3号

(表面)

			第 号
立入調査員証			
所 属			写真
職 名			
氏 名			
生年月日	年 月 日		
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく調査を行う職員であることを証明する。			
年 月 日発行			
鳥栖市長			印

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

（立入調査等）

第9条（略）

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様

鳥栖市長



助言・指導書

あなたが所有・管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められました。

については、下記のとおり速やかに必要な措置を講ずるよう、法第14条第1項の規定により助言・指導します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 助言・指導に係る措置の内容
- 3 助言・指導に至った事由
- 4 助言・指導の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

備考 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第2項の規定に基づき、当該措置を勧告することがあります。

様

鳥栖市長



勸告書

あなたが所有・管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように助言・指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに必要な措置を講ずるよう、法第14条第2項の規定により勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

鳥栖市長



命令に係る事前の通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、
年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、鳥栖市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

備考 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

鳥栖市長 様

提出者 住所
氏名
電話番号

印

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名、代表者印及び電話番号 〕

意 見 書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第4項の規定により、次のとおり意見を述べます。

対象となる特定空家等の所在地	
所有者等の住所及び氏名	
命令の原因となる事実についての意見	
その他当該事案の内容についての意見	
証拠書類等の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付すること。

様式第 8 号

年 月 日

鳥栖市長 様

提出者 住所

氏名

印

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名、代表者印及び電話番号 〕

意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書について、空家
等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 5 項の規定に
より、次のとおり意見の聴取を行うことを請求します。

対象となる特定空家等の 所在地	
所有者等の住所及び氏名	
意見の聴取に出席しよう とする者の住所、氏名及 び連絡先	

備考 代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付して
ください。

番 号
年 月 日

様

鳥栖市長



意見聴取通知書

年 月 日付けで意見聴取請求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第6項の規定に基づき、下記のとおり意見の聴取を行うため出頭を求めますので、法第14条第7項の規定によりその旨を通知します。なお、同項の規定に基づき公告していることを申し添えます。

また、法第14条第8項の規定に基づき、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用 途
所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 意見の聴取の期日及び場所

様

鳥栖市長



命 令 書

あなたが所有・管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年月日付け第号により、法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

なお、この命令に従わないときは、鳥栖市空家等の適正管理に関する条例第7条の規定により、住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、命令の対象である空家等の所在地及び種別、命令の内容その他市長が必要と認める事項を公表することがあります。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年月日

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- 2 本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- 4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥栖市長に対して審査請求をすることができます。
- 5 この処分については、備考4の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥栖市を被告として（訴訟において鳥栖市を代表する者は鳥栖市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、備考4の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 6 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第11号

標 識

下記の特定期空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定に基づく措置をとることを、 年 月 日
付け 第 号により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定期空家等

所在地

用途

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限 年 月 日

様

鳥栖市長



戒 告 書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたの所有・管理する下記の特定期間等の を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、当該特定期間等の を執行しますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨、戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

特定期間等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模
- (5) 所有者等の住所及び氏名

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥栖市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥栖市を被告として（訴訟において鳥栖市を代表する者は鳥栖市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

鳥栖市長



代 執 行 令 書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有・管理する下記の特定
空家等を 年 月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期
日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成
26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行います
ので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴
収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その
責任を負わないことを申し添えます。

記

- 1 する物件
- 2 代執行の時期
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 執行責任者
- 4 代執行に要する費用の概算見積額

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3
か月以内に、鳥栖市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起
算して6か月以内に、鳥栖市を被告として（訴訟において鳥栖市を代表する者は鳥栖市長となりま
す。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処
分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か
月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対す
る裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消
しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの
処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年
を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる
場合があります。

(表面)

執行責任者証		第	号
(役職)	(氏名)		
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。			
年	月	日	
鳥栖市長			印
記			
1	代執行をなすべき事項		
	代執行令書 (年 月 日	第 号) 記載の
			の建築物の
2	代執行をなすべき時期		
	年 月 日	から	年 月 日まで

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成 2 6 年法律第 1 2 7 号) (抜粋)

(特定空家等に対する措置)

第 1 4 条 (以上略)

9 市長村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法 (昭和 2 3 年法律第 4 3 号) の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

1 0 ~ 1 5 (略)

行政代執行法 (昭和 2 3 年法律第 4 3 号) (抜粋)

第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。